

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充 **延長**）

（農林水産省）

| | | | |
|-------------------|--|------------------|--|
| 制度名 | 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却 | | |
| 税目 | 所得税、法人税（措法 11 の 5、44 の 5、68 の 26） | | |
| 要望の内容 | <p>米穀の新用途への利用の促進に関する法律に規定する生産製造連携事業計画について認定を受けた個人又は法人が、その生産製造連携事業計画に記載された新用途米穀加工品等製造設備の取得等をした場合には、その取得価額の 30% 相当額の特別償却ができる制度の 2 年延長すること。</p> | | |
| | 平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） | — 百万円 （— 百万円） | |
| 新設・拡充又は延長を必要とする理由 | <p>(1) 政策目的 我が国の貴重な食料生産装置である水田を有効活用し、新規需要米の生産を本格化させ、食料供給力を強化する。</p> <p>(2) 施策の必要性 米粉、飼料用米など米穀の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保を図るとともに、水田の有効活用に寄与し、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的として、米穀の新用途への利用の促進に関する法律が平成 21 年 7 月に施行されたところ。 その後、本年 3 月 30 日に閣議決定した新たな食料・農業・農村基本計画においては食料自給率目標を初めて 50% に引き上げ、麦、大豆などとともに、米粉用米は 50 万トン、飼料用米は 70 万トンに拡大させる目標となっている。 この目標の達成に向けて、米穀粉製造設備等の取得を促進し、安定的な供給体制を整備することは重要である。 また、戸別所得補償モデル対策の水田利活用自給力向上事業においても、米粉用米、飼料用米は自給率向上を図るための戦略作物と位置づけられているところであり、これと一体的に施策を講じることが必要である。</p> | | |

| | | | |
|--|-------------------|---|---|
| 今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項 | 合 理 性 | 政策体系における政策目的の位置付け | <p>政策目的 我が国の貴重な食料生産装置である水田を有効活用し、新規需要米の生産を本格化させ食料供給力を強化する。</p> <p>政策目的の根拠 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 25 号） 食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保（食料）</p> <p>《政策分野》 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p> |
| | | 政策の達成目標 | 平成 32 年度の生産数量目標である米粉用米 50 万トン、飼料用米 70 万トン |
| | | 租税特別措置の適用又は延長期間 | 平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日（2 年延長） |
| | | 同上の期間中の達成目標 | 平成 32 年度の生産数量目標である米粉用米 50 万トン、飼料用米 70 万トンに向けた生産を毎年拡大 |
| | 政策目標の達成状況 | 本特例措置は、平成 21 年度に創設されたばかりであり、目標は達成されていない。 | |
| | 有 効 性 | 要望の措置の適用見込み | 適用対象者数 25 件、減税額 155 百万円 |
| 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | | 平成 21 年度の米粉用米の売上は、約 1 万 3 千トンで約 10 億 5 千万円と見込まれるところ。 また、平成 21 年度認定生産製造連携事業計画における各事業者の米粉用、飼料用米関連の設備投資額は、約 60 億円（そのうち税制特例対象設備投資額は約 14 億円）に達している。 | |
| 相 当 性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | — | |

| | | | |
|----------------------------------|----------------------------|---|--|
| | | <p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> | <p>予算措置：農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 H22 予算 24,591 百万円の内数</p> <p>制度金融：食品安定供給施設整備資金 H22 予算 5,400 百万円の内数</p> |
| | <p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> | <p>○予算措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 原料用米の生産者すべてを対象に収益格差の是正を行うとともに、生産・流通・加工・販売の一連の工程について必要な機械・施設の整備等を支援するもの。 これは、水田の有効活用を通じた農村地域の活性化に向けたモデルを育成するため、生産・製造の拡大、低コスト安定供給の取組の普及に当たっての目標となり、地方公共団体が地域の活性化に資するものとして農山漁村活性化計画に位置づけたモデル性の高い取組を行うものに絞って対象とするものであり、新用途米穀加工品等製造設備の取得一般を対象として取組全体の拡大を図る税制措置とは目的が異なる。 <p>○制度金融</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本政策金融公庫による一連の工程について必要となる機械・施設及びこれに付帯する立ち上がりの経費に係る低利融資（食品安定供給施設整備資金） 自己資金だけでは設備投資資金の確保が難しい事業者に対して、設備投資のための資金の融通を図ることを目的とするもの。 設備投資時の税負担を軽減することにより、その時点でのキャッシュフローの改善を狙いとする本税制措置とはその役割を異にするものである。 | <p>米粉・飼料用米等の新規需要米の市場は、現在もなお新たな市場であることから、先行企業として事業を開始する場合、原材料の調達や設備投資に係るコストが割高となるとともに、範とすべきモデル存在しないため、相当のリスクを負うこととなる。また、原料となる米の調達価格は、競合する原料である輸入小麦・輸入とうもろこしに比べて現状では割高である一方で、輸入小麦・輸入とうもろこしを用いた製品と同等の価格水準を求められることから、当初は利益率が非常に小さいものと見込まれる。</p> <p>このような状況を踏まえれば、引き続き参入を促進するため、先行企業の不利な条件を緩和するための税制上の支援措置を講じることは妥当である。</p> |
| <p>租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事</p> | | <p>租税特別措置の適用実績</p> | <p>適用対象者数 19 件、減税額 76 百万円（見込）</p> |

| | | |
|--|-----------------------------|--|
| | | |
| | 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性) | 新規需要米の作付面積(実需者と契約等を締結し作付された面積)は、平成20年度の1,719ha、約11,000トンから平成21年度の4,695ha、約36,000トンと増加 |
| | 前回要望時の達成目標 | 水田を有効活用し、新規需要米の市場規模を拡大 |
| | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | 新規需要米の作付面積(実需者と契約等を締結し作付された面積)は、平成20年度の1,719ha、約11,000トンから平成21年度の4,695ha、約36,000トンと増加しているところであるが、本特例措置は平成21年度に創設されたばかりであり、目標は達成されていない。 |
| | これまでの要望経緯 | 平成21年度創設 |